

平成29年度 第1回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成29年 7月27日（木）午前10時00分～午後12時10分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎 5階 庁議室
- 3 出席者
委員 明田委員、榎本委員、菊地委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理担当部長、施設整備課長、建築担当2係長、建築担当5係長、道路公園課長、工事係長、維持保全担当課長（道路公園課長が兼務）、計画課長、商工観光課長、総務課長、庁舎管理係長、文書業務係長、生活衛生課長、契約係長、同係職員
- 4 議事
 - (1) 前回議事録の確認（資料1）
 - (2) 審議案件
 - ① 平成28年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・工事契約一覧（資料2）
 - ・物品契約一覧（資料3）
 - ・委託等契約一覧（資料4）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料5）
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料6）
 - (3) 報告事項
 - ① 平成28年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7，8，9）
 - ・平成28年度後期契約件数等（資料7）
 - ・平成28年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - ② 入札・契約制度について（資料10）
 - (4) その他
次回開催日程について

5 会議の内容

■前回議事概要

全委員了承

■平成28年度後期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

当番委員が抽出理由を説明

●案件1 橋梁修繕工事（ねむのき橋）

（事務局）

本案件は、区が管理している125の橋梁の点検をおこない、平成25年7月に策定した橋

梁長寿命化修繕計画に基づき、毎年数件のペースで修繕を行っているものである。

本案件は、区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行った。

工事の主な内容は、橋の歩道のゴムの張り替え、塗装塗り替え、橋の伸縮装置の交換などである。

なお、東京電子自治体共同運営協議会に橋りょう工事の業種で登録している区内事業者は、格付けCランクが2者、格付けDランクが4者と少ないことから、入札参加条件に格付けは求めなかったものである。

入札には6者から参加申請があり、開札の結果、4者が辞退、1者が不参、残る1者が5千9百70万円（税込6千4百47万6千円）、落札率99.99%で落札したものである。

高落札率となった理由だが、予定価格を事前に公表している案件については、1者が予定価格に近い額で入札し、他者が辞退をすると本案件のように高落札率となることもあり得る。

また、辞退した事業者の理由に「予定していた人員が確保できないため」、「他の仕事を希望したため」とあったが、共同運営に橋りょう工事の業種で登録している事業者は、一般土木工事や道路舗装工事など他業種にも登録していることから、他業種の工事を受注していたり、他業種の工事の入札参加を予定している場合は、そちらに業者が流れてしまう傾向にある。

（委員）

入札経過を見ると、1者だけが応札して、あとは辞退・不参ということになっている。この場合は、1者入札という取り扱いにはならないのか。

（事務局）

要綱に基づき、入札参加の時点で、1者以下の場合は入札を中止するとしているが、今回は入札参加申込みが6者あった。したがって入札を続行した。

結果的に辞退札が入ったが、それも入札としては有効である。

（委員）

予定価格を事前公表する場合、落札価格が高止まりになるということはないか。

（事務局）

高止まりということについては、予定価格を事前に公表しているので、このように1者のみが金額の札を入れるほかの案件についても、予定価格に近い金額で札を入れてくる傾向がある。

結果、落札率は高目に出るという傾向がある。

（委員）

承知した。これから入札制度の見直しの説明もあると思うが、予定価格の事前公表については、各委員から様々な意見をこれからも聞きたいと考えている。

（委員）

今の説明では、辞退理由が、ほかの仕事を希望すると人員確保が難しいということがあった。人員確保が難しいということであれば、ある程度、仕事を受けるのが難しいことが事前にわか

るのではないかと。

そうなると、参加しながら辞退というのは、最初からわかっていたことではないかという疑問も生じる。そのあたりはどうか。

（事務局）

2番札の政木土建については、本案件に入札の参加を申し込んだが、その後、別に公告を出している道路舗装工事を11月15日に落札している。

したがって、希望は出したが、道路舗装の別の工事が出てきたので、開札の時点では辞退ということになる。

同じように3番札の関谷舗道についても、別の道路舗装工事を11月21日に落札している。事業者は案件の出方を見ながら、金額を入れるか、辞退するかを判断していると思われる。

（経理用地課長）

少し補足がしたい。

橋梁工事については、練馬区では発注件数が少ない。先ほど説明したとおり、橋梁工事として登録している事業者のほとんどが、一般土木あるいは道路舗装ということで登録している。どちらかというと土木、舗装の方をメインにしていると思われる。

そのため、そちらの方で同時期に出ている案件が取れば、人員の確保は難しくなるということはあると思う。

もう一点、落札率についてだが、今回のように、結果として1者しか札が入らなかったという理由で、落札率が高くなったというところがある。

全体で考えると、落札率の平均としては92～93%というところである。事前公表にしている案件だが、全体の落札率としては、高止まりの傾向ということにはなっていないものと考えている。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件2 （仮称）練馬区立石神井観光案内所内装工事、石神井観光案内所内装等工事

（事務局）

いずれの工事も、西武池袋線石神井公園駅高架下の商業施設エリア内に設けられた石神井観光案内所の内装工事を行うものである。

配置図にあるように、駅東側開札の南側の区画1に石神井観光案内所を本年3月1日に開設した。

この石神井観光案内所を含む、商業施設エリアのエミナード石神井公園は、西武鉄道株式会社と株式会社西武プロパティーズが管理していることから、指針書に従って、工事を行うことになる。

工事区分は西武鉄道側が指定する業者が施工するA工事およびB工事、テナント出店者側が施工するC工事の3区分に分かれている。

したがって、本案件のうち、（仮称）練馬区立石神井観光案内所内装工事については、建物全体に影響の少ないC工事に該当することから、制限付一般競争入札による発注を行い、石神井観

光案内所内装等工事については、建物全体の施設・安全性・意匠等に影響を与える可能性のあるB工事に該当することから、西武鉄道側が指定する西武建設株式会社との特命随意契約により発注を行った。

入札の経過および業者指定理由については、お目通しいただきたい。

（委員）

出水企画というところが借主になるのか。

（事務局）

石神井観光案内所の借主は、練馬区である。

練馬区が発注する工事について、今回は一般競争入札により工事を発注しているので、入札の結果、出水企画が落札したということである。

B工事については、西武鉄道が指定する業者が施工するというルールになっている。そのため、区が西武建設株式会社と特命随意契約を締結したものである。

（委員）

少しわかりづらい部分もある。そうすると、一括して西武建設に委託するということは、契約上、適切ではないと判断しているのか。

（事務局）

工事は、A、B、Cの3区分に区分されている。委員からのご指摘は、全てB工事として、西武建設に発注をかけたかどうかという趣旨だと考えるが、全てを競争性が確保できない特命随意契約とすることは、区としては難しいという判断をした。

また、A、B、C工事のそれぞれの違いについては、具体例が示されている。したがってその具体例に従って工事を区分し、競争入札に付すものと特命随意契約を行うものに整理をしたものである。

（委員）

西武建設が行っている方がB工事に当たるということで良いか。

そうすると、B工事自体は、躯体に関連するもの、あるいは全体の意匠に影響させないためにということだが、金額自体は小さい工事である。

これは具体的に、どのような工事か。

（施設整備課長）

B工事については、例えば看板の下地や基礎、配管類の貫通部分の処理等である。内装にかかわる工事であり、規模としては極々小さい。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件3 デジタル高機能印刷機の購入

（事務局）

本案件は、大量印刷の作業効率を上げるとともに、印刷物を安価に作成するため、丁合、ホチキス止め、両面カラー印刷ができるデジタル高機能印刷機を購入したものである。

購入にあたっては、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、区内業者6者を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、3者辞退、3者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた業者が落札している。

なお、デジタル高機能印刷機を調達するにあたり、購入する場合と、5年間のリース契約を行う場合との比較検討を行っている。

一つ目が印刷コストについてである。1枚当たりの印刷コストを比較すると、購入は3.1円、リースは3.15円とわずかではあるが、購入することでコストを抑えられるとの結果が出ている。

2つ目は、機器の耐用年数についてである。リース期間を5年間と想定すると、本件機種の商品寿命は、印刷枚数1,000万枚だが、これまでの印刷実績から試算すると、4年5か月で1,000万枚に達してしまい、リース期間満了前に商品寿命が到来してしまうことになる。

以上の比較検討結果により、購入の方法により、本件機器を調達することとしたものである。

（委員）

デジタル高機能印刷機の入札に当たっては、事前に金額は公表されていたのか。

（事務局）

物品の調達については、予定価格は非公表で行っている。

（委員）

入札の経過調書を見ると、応札した3者の金額がほとんど同じだが、これは、定価か何かでこれぐらいの金額ということか。

（事務局）

今回は仕様書の中に「オルフィスGD7330」という参考品がある。

基本的に参考品がある場合、もしくは製品を指定する場合は、メーカーを入札には参加させない。そのため、区内の印刷機を扱える事業者を原則として指名している。

定価のある製品であるため、メーカーからの卸の金額に差が出なかったことから、結果的に近い金額で札が入ったことが推測される。

（委員）

先ほど説明があったが、今までの印刷実績から計算すると、4年5か月程度で、ほぼ商品寿命である1,000万枚に達するという計算をしていることで間違いはないか。

（事務局）

その通りである。

（委員）

そうすると、リースだと5年間の期間満了前に使えなくなってしまうだろうという説明で間違いないか。

（事務局）

委員がおっしゃるとおり、4年5か月で製品寿命が到来してしまうと、それ以降はメーカー保守なども受けられない可能性がある。よってそれ以上使い続けることは困難と判断したものである。

（委員）

それは、リースが5年間の契約であっても受けられなくなってしまうということか。

（事務局）

そもそも、一般的に機械を区で調達する場合は、リース契約が一般的である。しかしあくまでもメーカーが指定する印刷枚数や、使用年限を前提としたリース契約であるため、その範囲内で使用することを前提として保守契約を結んでいる。よって、その範囲を超えての保守契約は難しいと考える。

（委員）

もう一度確認するが、リースは5年間が基準というのが一つの前提になっているのか。

（事務局）

リース契約を5年に限定しているわけではない。物によっては、3年の契約などもある。また、複数機種をまとめてリース契約を締結する場合は、機種ごとにリース期間を検討することになる。ただ、本件印刷機のような部品の消耗が激しい機械については、5年リースは難しい。パソコンなど部品の消耗が少ないものについては、5年リースが一般的である。

（委員）

こういった機器類については機能の向上が著しいところがある。それこそ半年、1年ごとに機能が変わっていくということがあるため、リースの方がその辺の対応がしやすいのではないかと考えたが、今の説明を聞いて、特段不自然ではないと考えた。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●案件4 平成28年度輸入冷凍農産物の残留農薬の検査委託（単価契約）

（事務局）

本案件は、食品衛生法に基づき策定した「食品衛生監視指導計画」により実施している事業で、輸入冷凍農産物の残留農薬の検査を行い、区内に流通する当該農産物の安全・安心を確保するこ

とを目的とするものである。

予定価格が3百万円未満となるため、要綱に基づき、区外業者5者を指名する指名競争入札を実施している。

なお、区内には厚生労働省に検査機関として登録し、本検査業務を行える業者がないため、区外の業者を指名したものである。

開札の結果、1者辞退、4者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた業者が落札している。

低落札率となった理由としては、本案件のような検査業務には最低制限価格を設定していないことと、事業者が前年度の落札金額を参考に前年度よりも低い金額で入札していることが理由として考えられる。

なお、予定価格は、ほぼ毎年据え置いているが、落札金額は年々低下している傾向にある。

（委員）

こちらの案件は、毎年度委託している事業なのか。

（生活衛生課長）

平成20年度から毎年、事業の委託を行っている。

（委員）

そうであれば、毎年度の落札金額を大体把握していると思うが、それでも予定価格を下げて設定することはできないのか。

（生活衛生課長）

委員のおっしゃるとおり、毎年の価格を見ると、ここ4、5年は低下傾向にある。例えば、平成24年度は5万8,800円、それが5万4,000円前後、そして5万円を下回るような形で、落札がされている。

ただ、落札事業者については、その年によって違いが出ている。事務局が話したとおり、前年度の落札価格を一つの参考にしてしている可能性がある。

予定価格の積算は、他区の状況なども十分鑑みながら、そして、ここ最近の落札実績などもこれまで以上に精査して、より適切な金額設定に務めていきたいと考えている。

（委員）

単に落札率を見ると、区の積算が過剰なのか、それとも落札者がダンピングしているのかということが分かりづらい部分がある。区の予定価格をより精査する必要があるのではないかと。

過去の実績があるとすれば、それを参考にできる部分があるのではないかと考える。

（経理用地課長）

予定価格については、練馬区の状況は今説明した状況である。

一方で他区の状況を見ると、7万円～8万円、区よりもかなり高い金額で、実際に契約している例が存在する。そういったことから、これまで思い切って予定価格を下げることはできなかつ

たという状況がある。

今ご指摘いただいたことも踏まえ、改めて他区の状況等も調査しながら、予定価格のあり方について検討していきたいと考えている。

★委員会最終意見

予定価格のあり方については、今後も引き続き検討を行うが、契約は問題なく行われている。

●案件5 練馬区役所PCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分委託
（事務局）

PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、不燃性、絶縁性が高いことからコンデンサや変圧器、照明器具の安定器等に使用されていたが、カネミ油症事件などによりその毒性が問題となり、昭和49年以降は、PCBの使用が禁止されている。

しかし、処分方法が確立されていなかったことから、回収したPCBは、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）やPCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）により、PCB廃棄物を処理するまでの間、適正に保管することが事業者の責務として定められたため、区においてもPCB廃棄物を保管していたものである。

本案件の低濃度PCBについては、廃棄物処理法に基づき、認定を受けた事業者以外は処分を行うことができない。また、PCBなどの産業廃棄物の収集・運搬についても法令で基準が定められており、産業廃棄物の処分および収集・運搬は、原則、それぞれの事業者に委託する必要がある。

そこで、契約方法としては、処分費用と収集・運搬費用のそれぞれの見積りを処分業者に提出させる見積合わせにより行うこととした。

なお、収集・運搬の契約については、処分業者が指定する収集運搬業者と区が別途、契約を結ぶことになる。

見積り合わせを行うにあたり、本件処分委託の予定価格が3百万円未満となるため、要綱に基づき、153頁にある事業者の中から、実績業者と関東圏内の区外業者5者を指名した。該当業者はメーカーを引いている。

見積り合わせの結果、1者辞退、4者が応札し、予定価格以内で最も安い価格を提示した業者が落札している。

なお、落札金額87万4千800円は、処分費用と収集・運搬費用の合計額となる。入札事業者ごとの入札金額の内訳はお目通しいただきたい。

また、収集・運搬の契約については、50万円以下の委託契約となることから、練馬区契約事務規則に基づき、主管課において別途、契約を締結している。

落札率が低い理由としては、処分および収集・運搬ともに前回の実績業者を含む2者から下見積もりを取ったうえで予定価格を設定したが、見積り合わせを行うことによって、競争性が働いたことと、落札業者は、平成28年3月に認定を受けた新しい業者であることから、思い切った金額を提示してきたことが理由として考えられる。

ちなみに、当該業者は他区での実績は少ないが、今年度、新宿区で実施された「PCB廃棄物処理業務委託」の指名競争入札において、2番札の金額の約1/3の金額で落札している。

したがって、この低落札率というのは、本区だけの状況ではないというところを合わせて報告する。

（委員）

各会社の金額の内訳を見ると、確かに群桐エコロは、PCB処分委託にしても収集運搬委託にしても、非常に低価格である。

新しい業者であるため、大胆な金額を提示したとの説明をいただいたが、業務内容については信頼に値するものであったのか。

（庁舎管理係長）

収集運搬業務に当たっては、法律に定められたマニフェストという伝票の提出義務がある。それについても、適切に提出をしている。業務内容としては全く問題ないと考えている。

また、産業廃棄物の収集運搬業と処分業を別々に行う事業者もいるが、群桐エコロについては、処分許可と収集運搬許可を同一会社内で持っていた。それも低価格で入札した要素と考えている。

（委員）

業務内容は適切に履行しているとしても、例えば群桐エコロで、労務管理上の問題がないか等、来年以降も注視しながら、契約を行っていただければ良いと考えている。

（委員）

マニフェストは適切に提出があったという話を伺った。しかしながら、万が一適切に処理が行われていなかった場合、通常の契約であれば事業者が悪いということになるが、今回のように発注者が区ということになると、区側に責任が生じる。低価格であることは良いことだが、後々トラブルがないようにしておかなければいけないと感じる。

特に収集運搬委託は、かなりの低価格であるというイメージを受ける。

また、今回の入札では5者が指名されたということだが、多くの業者がある中で5者という数を指名したことについて、何か理由があるのか。

（事務局）

指名数については、予定価格に応じて定められている。今回の予定価格では5者以上となるため、5者を指名した。

指名理由については、光和精鉱は福岡県の北九州だが、こちらは平成27年度に受託実績のある事業者であるため、指名した。

ほかの事業者については、処分場までの運搬コストを考えると、関東近県の方が有利であろうという判断から、近場の事業所を指名した。

（委員）

今までの説明から、群桐エコロと契約を結ぶのは初めてということで間違いないか。

（庁舎管理係長）

その通りである。

（委員）

初めての業者ということで企業努力もあると思う。しかし非常に運搬経費が安いということについて、果たして適正な執行ができているのかという懸念がある。区の方で、そのあたりの適正な執行状況について、何か確認方法があるのか。

（庁舎管理係長）

廃棄物の処理場まで、こちらで視察したわけではない。落札後に群桐エコロの会社情報等を確認した。群馬県太田市に所在する事業者である。

関越自動車道を利用した太田市までの運賃や、収集、道路経費等を考えた上で、収集運搬費については、企業努力の中で積算した金額であると判断した。

（委員）

そうなると、最終的に事業の執行状況は、マニフェストで区の方に提示され、それをチェックする形になるのか。

（庁舎管理係長）

その通りである。

★委員会最終意見

低落札率であることについて様々な意見は出たが、契約は問題なく行われている。

●案件6 練馬区光が丘区民センター昇降機設備改修設計業務委託

（事務局）

本案件は、練馬区光が丘区民センターに設置しているエレベーター3基の改修工事を行うための設計業務を委託するものである。

予定価格が3百万円以上1千万円未満となるため、要綱に基づく指名業者数は、本来6者だが、構造計算を伴う業務が含まれる難易度の高い設計業務であることから、区内業者5者、区外業者5者の計10者を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、3者が辞退、7者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で札をいれた事業者が、290万円（税込313万2千円）で落札したことから、平成28年10月3日に本件設計業務の委託契約を締結したものである。

しかしながら、受託事業者が設計業務を履行する中で、エレベーター3基の内の1基については、改修後のエレベーターが昇降路に収まらないことが判明した。

建物の断面図をご覧いただきたい。

改修前と改修後の図面になる。

各フロアを吹き抜けている部分がエレベーター昇降路になる。

左側の改修前の図面で説明すると、エレベーター昇降路の一番下の部分がエレベーターピットになる。このピット内の右下に地中梁がせり出している。この地中梁がエレベーターのカゴと干

渉することになるため、エレベーターピットとしての基準を満たすことができない。

そこで、エレベーター昇降路に接する各フロア床下にある小梁を撤去してエレベーター昇降路を拡幅することにより、エレベーターのカゴと地中梁との干渉を避けることとした。

この設計業務を受託事業者に追加して委託することとしたため、平成29年2月3日に設計業務の追加と契約期間の延伸を含む契約変更を行ったことにより、契約金額が増額となったものである。

（委員）

入札前には、地中梁がこういうところにあるということは、業者の方には図面上などで伝わっていなかったということか。

（施設整備課長）

設計者には事前に建物の躯体図面等を渡していたので、こういった地中梁や小梁等があるということは十分認識していたものと思われる。

（委員）

そうだとすると、契約変更をするまでもなく、当初からこの地中梁との干渉を避けることを前提とした設計業務ができたのではないか。

（施設整備課長）

エレベーターは、基本的な大きさはどのメーカーも大差がないが、設計業務の中で細かい収まりを検討して設計することになる。よって、設計に入る前の段階では、このような支障が出るということは分からなかった。

施設によっては、昇降路に収まる小さいエレベーターでも良いというケースもある。

この案件の場合は主管課と調整した結果、光が丘駅に接する施設であることから、エレベーターの定員数を減らすことはできないということで、契約変更をせざるを得なかった。

（委員）

この工事は、エレベーターの定員などを大きくする工事になるのか。

（施設整備課長）

エレベーターの定員は現状11人となっており変更がない。ただ現状のエレベーターは油圧式である。

現在、油圧式エレベーターはどのメーカーでも撤退傾向にあるため、補修部品がなかなか手に入りづらい。

そのため、エレベーターを巻き上げ式に形式変更することにした。

その結果、油圧式のエレベーターより広い昇降路が必要になり、小梁の撤去等の工事が必要になった。

逆に、油圧式のエレベーターであれば地下に機械室が必要になるが、巻き上げ式では要らなくなる。

新築建物では、巻き上げ式のエレベーターが主流になっているのが現状である。

（委員）

そうすると、当初の積算のときにはエレベーターのピット等は当然確認をしたということか。

（施設整備課長）

そのとおりである。

（委員）

そのときは、巻き上げ式でも大丈夫だという認識だったのか。

（施設整備課長）

先ほど話したとおり、エレベーターの定員を減らす可能性もあった。その場合は、契約変更する必要はないであろうと考えたところである。

（委員）

設計変更をする上で契約金額の増額部分の内容は何になるのか。

（施設整備課長）

構造検討が主体である。もう一つは、構造検討を行ったうえで東京都に提出する計画通知や報告書の作成である。その二つが増額部分の主な内容である。

（委員）

そうすると、当初の設計では、構造検討は要らなかったということになるのか。

（施設整備課長）

雑壁の撤去程度の構造検討で足りるであろうという見通しであった。

（委員）

今回、契約変更の際に、小梁を含む壁の部分を撤去していると思う。これは構造検討の中で小梁を撤去しても大丈夫だという判断に基づくものか。

（施設整備課長）

周りに梁が密についているため、小梁を取っても、構造的に問題ないとの検討結果が出ている。

（委員）

分かった。

設計業務で増額というのは非常に珍しいと感じたため、案件に抽出した。

区として、もう少し事前に調査する必要があったという認識はあるか。

調べた限りの中では、当初の設計範囲以上のことは知り得なかったということか。

（施設整備課長）

先ほど説明したとおり、これが6人乗りのエレベーターであれば現状で収まるという見込みがあった。しかしながら、主管課との調整の中で、光が丘駅に接する施設ということもあり、11人乗りにするという結論に至った。

このことについては、設計を進める過程での調整結果であることから、変更はやむを得ないと認識している。

（委員）

そうすると最大の変更内容というのは、定員増に伴いエレベーターのカゴが大きくなったということか。

（施設整備課長）

エレベーターの定員は現状維持だが、油圧式から巻き上げ式に変えたことにより、昇降路が大きくなって、構造の変更が必要になったということである。

（施設管理担当部長）

今回、油圧式から巻き上げ式に変更を行った。今後は設計を委託する前にシャフトの中のサイズ等をチェックして、このような変更がないようにしたいと考えている。

今後、油圧式から巻き上げ式に変える場合については、サイズ変更の可能性があることがわかったので、事前の調査をして発注をかけたいと思っている。

★委員会最終意見

様々な意見が出たが、契約は問題なく行われている。

●案件7 練馬区立石神井東中学校トイレ改修設計業務委託

（事務局）

本案件は、石神井東中学校校舎のトイレが老朽化しているため、現在の給水系統を把握したうえで、トイレ改修工事のための設計を行うものである。

契約方法は、株式会社 大建設 東京事務所との特命随意契約である。

競争入札によらない随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に認められる。

特命随意契約を行う理由としては主に2つある。

一つ目は、石神井東中学校では、本案件とは別に平成27年10月から平成29年11月末までの予定で「屋内運動場およびプール改築等工事」が行われているが、当該業者は、この工事の基本設計と実施設計を受託していたことから、すでに本案件の基礎となる校舎全体の給水系統を熟知しており、本案件に速やかに着手することができること。

二つ目は、当該業者は、「屋内運動場およびプール改築等工事」の工事管理業務も受託していることから、本年7月から施工されているトイレ改修工事の工期の重複期間中においても、各工事との調整を確実に行うことができる唯一の業者であること。

これらの理由が、施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものと判断したことから、特命随意契約としたものである。

（委員）

今の説明によると、この案件はただ古くなった設備を更新するだけではなく、給排水にまで変更があったということか。給排水経路を変えたというところも含まれているのか。

（施設整備課長）

給水管系統については、平成26年度実施している。ただ、トイレの改修であるため、接続等で配管の取り回しが関係しているので、同じ設計者がやった方がスムーズに設計できると考えた。

（委員）

先ほどの光が丘区民センターの昇降機の契約金額が、最初は323万で、その後増額になっている。こちらは、中学校のトイレの改修ということで680万になっている。フロアとしてはワンフロアになるのか、それとも多くのフロアのトイレを改修するということになるのか。こちらが少し高いように感じるため、金額の比較などで教えてほしい。

（施設整備課長）

4階建ての建物で、各フロアにトイレがあるため、それだけのボリュームがある。また、トイレ改修は、配管と便器だけではなく、トイレのブースや、壁の仕上げ等も影響することがあり、作業量として大きい。そのため、金額的に差が出てくる場所である。建築工事が7,700万円、機械設備工事が4,000万で、合わせて1億円を超える工事になる。また、仮設トイレもつくらなければいけないということで、工事のボリュームがある。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

■平成28年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について

資料7、8および9に基づき説明

●入札・契約制度について

（事務局）

資料10に基づき説明。

■その他

次回開催日程については、平成29年9月21日（木）午前10時を予定。